

第 1 回 南三陸町庁舎建設検討委員会

次 第

日時：平成 1 8 年 2 月 2 7 日（月）

午前 1 0 時 3 0 分～

場所：南三陸町役場防災対策庁舎 1 階会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 出席者紹介
- 5 会長、副会長の選任について
- 6 議題
 - (1) 報告事項
 - ①南三陸町庁舎建設検討委員会設置要綱について・・・・・・・・・・ 2
 - ②事務所の位置に関する基本的事項について・・・・・・・・・・ 3～7
 - ③合併協議会における「新町の事務所の位置」の協議経過について・・ 8
 - (2) 審議事項
 - ①南三陸町庁舎建設検討委員会運営規程（案）について・・・・・・・・ 9
 - ②南三陸町庁舎建設検討委員会傍聴要領（案）について・・・・・・・・ 1 0
 - (3) 協議事項
 - ①検討事項等（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - ②庁舎建設検討委員会スケジュール（案）について・・・・・・・・・・ 1 2
 - ③その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 7 その他
- 8 閉会

南三陸町庁舎建設検討委員会委員名簿

任期 平成18年2月27日から
平成19年2月26日まで

氏 名	備 考	
千 葉 澄 郎	南三陸町志津川	会長
山 内 信 一	南三陸町入谷	
平 形 満 一	南三陸町歌津	
高 橋 良 子	南三陸町歌津	
小 野 弘 喜	南三陸町歌津	副会長
千 葉 享	南三陸町歌津	
芳 賀 長 恒	南三陸町志津川	
熊 谷 吉 治	南三陸町志津川	
須 藤 京 子	南三陸町戸倉	
三 浦 洋 昭	南三陸町志津川	
三 浦 達 也	南三陸町志津川	
佐 藤 京 子	南三陸町志津川	
佐 藤 美 和	南三陸町志津川	

(敬称略)

南三陸町庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南三陸町の庁舎建設の可否を含む今後の庁舎整備の基本方針等について協議検討を行わせるため、南三陸町庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募による者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 委員会は、町長が指示又は提案する次の事項について協議検討する。

- (1) 庁舎整備の方向性及び基本方針に関する事項
- (2) 庁舎整備のあり方に関する事項
- (3) その他必要な事項

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年1月27日から施行する。

事務所の位置に関する基本的事項

□事務所の位置に関する法令等

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め、又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

南三陸町役場の位置を定める条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 1 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、南三陸町役場の位置を次のように定める。

本吉郡南三陸町志津川字塩入 77 番地

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

南三陸町総合支所設置条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 8 号）

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため、総合支所を設ける。

（名称、位置及び所管区域）

第 2 条 総合支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
歌津総合支所	南三陸町歌津字伊里前 91 番地	歌津の区域

第 3 条 以下省略

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

□主な行政組織の配置状況

施設名	課局室等	備考
本庁舎（第1庁舎）	総務課・企画課・町民税務課・出納室・危機管理対策室・議会事務局・選挙管理委員会	
本庁舎（第2庁舎）	建設課・産業振興課・農業委員会	
総合支所	総務管理課・健康福祉課・住民生活課・産業建設課	
志津川保健センター	保健福祉課・保健センター	
クリーンセンター	環境対策課・クリーンセンター・衛生センター	
志津川公民館	教育総務課・生涯学習課・志津川公民館	

□本 所

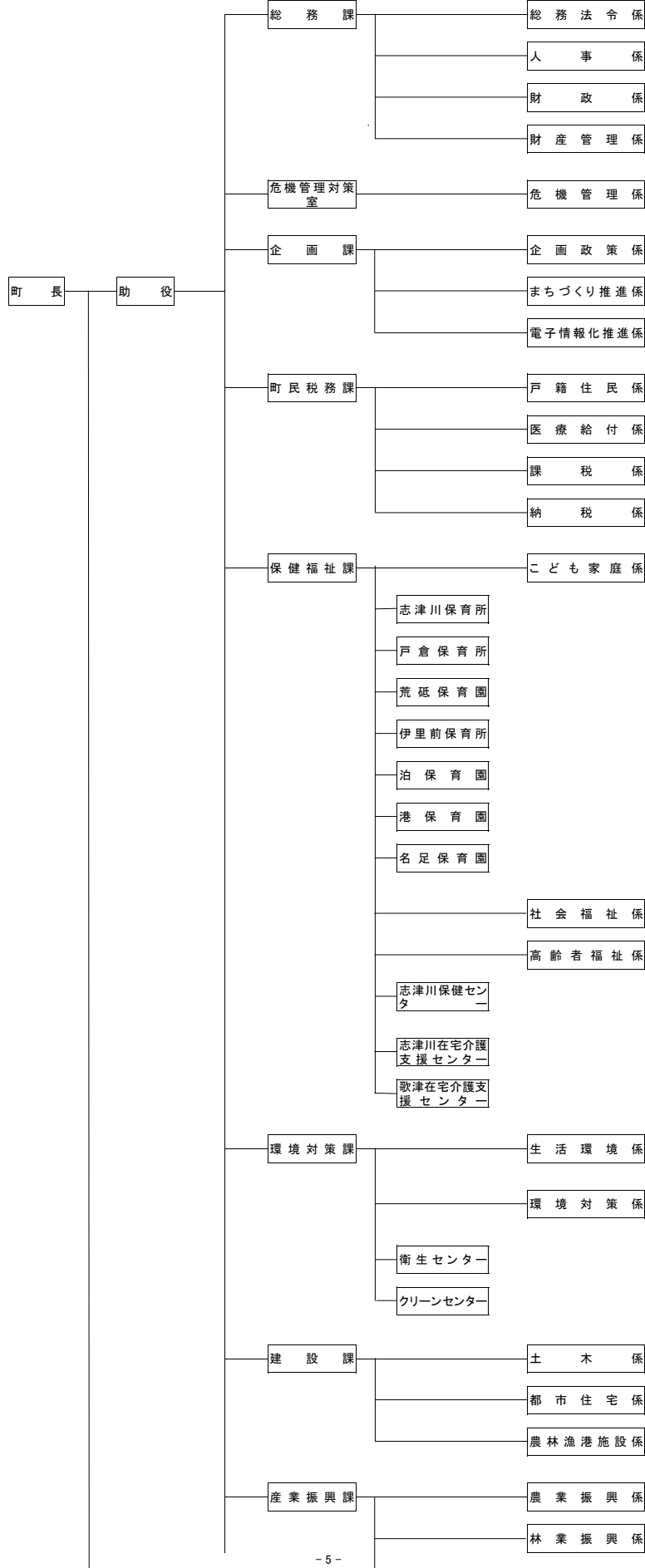
区 分	項 目	備考
住 所	南三陸町志津川字塩入77番地	
構造及び面積	<ul style="list-style-type: none"> ・第1庁舎：木造2階建 1,144.96 m² ・第2庁舎：鉄骨造2階建 404.94 m² ・防災対策庁舎：鉄骨その他造3階建 362.85 m² <p style="text-align: right;">面積合計 1,912.75 m²</p>	
建設年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1庁舎：昭和32年10月1日 ・第2庁舎：昭和53年5月15日 ・防災対策庁舎：平成7年12月20日 	
土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1庁舎：借地 ・第2庁舎：町有地 ・防災対策庁舎：町有地 	

□総合支所

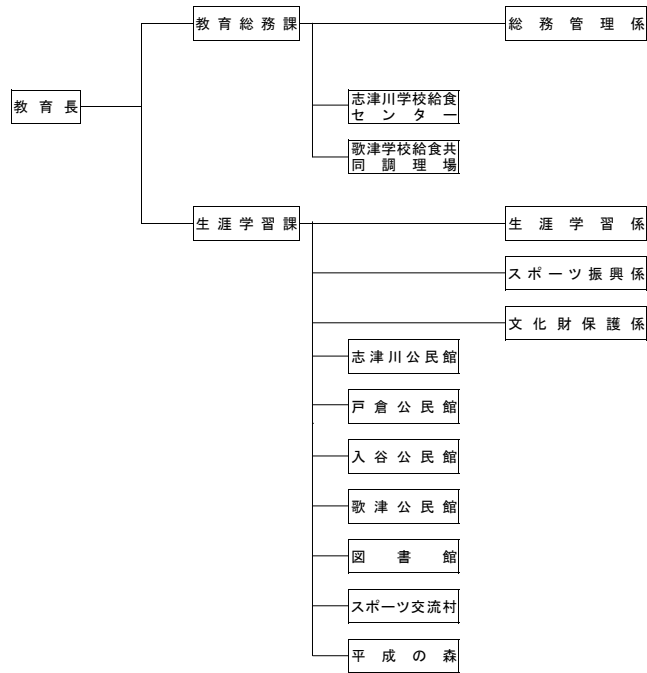
区 分	項 目	備考
住 所	南三陸町歌津字伊里前91番地	
構造及び面積	木造2階建 962.53 m ²	
建設年月日	昭和29年	
土地所有者	借地一部町有地	

南三陸町行政組織機構図

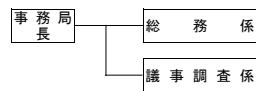
【町長部局】



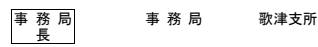
【教育委員会事務局】



【議事事務局】



【農業委員会事務局】



【選挙管理委員会事務局】



【監査委員事務局】



【固定資産評価審査委員事務局】



合併協議会における「新町の事務所の位置」の協議経過

○第12回合併協議会（平成16年5月12日）に事前提案

○第14回合併協議会（平成16年6月16日）において以下の内容を確認

- (1) 新町の事務所の位置は、当分の間、志津川町塩入77番地（現在の志津川町役場の位置）とし、現在の歌津町役場（歌津町字伊里前91番地）は、総合支所とする。
- (2) 新町の事務所の位置については、新町において検討する。
なお、検討は、新町において速やかに（仮称）庁舎建設等検討委員会を設置し、住民代表の参画を得て、総合的に実施するものとする。

○第21回合併協議会（平成16年12月9日）に再協議案を事前提案

○第22回合併協議会（平成16年12月27日）において以下の内容を確認

- (1) 平成16年6月16日確認済みと同じ
- (2) 将来の事務所の位置については、志津川町商工団地（又は新井田北側国道沿い）付近を建設候補地の一つとして、新町の均衡ある発展や住民の利便性、さらには防災対策上について考慮しつつ、合併協議会で決定し、2年以内に着手するものとする。

○第24回合併協議会（平成17年3月18日）

平成17年度事業計画案及び予算案審議の中で、「新町の事務所の位置の調査」を行うべきか否かの議論。→行うことに決定

○第25回合併協議会（平成17年5月27日）

・新町の主な施設等の位置図、・商工団地付近の図面等による調査を実施

○第26回合併協議会（平成17年6月13日）

「商工団地付近の図面提示及び現地視察」を経て、合併協議会として建設候補地の一つを決定。

合併協定項目

4. 新町の事務所の位置

- (1) 新町の事務所の位置は、当分の間、志津川町塩入77番地（現在の志津川町役場の位置）とし、現在の歌津町役場（歌津町字伊里前91番地）は、総合支所とする。
- (2) 将来の事務所の位置については、志津川町商工団地（又は新井田北側国道沿い）付近を建設候補地の一つとして、新町の均衡ある発展や住民の利便性、さらには防災対策上について考慮しつつ、合併協議会で決定し、2年以内に着手するものとする。

南三陸町庁舎建設検討委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、南三陸町庁舎建設検討委員会設置要綱（平成18年南三陸町告示第4号。以下「要綱」という。）第7条の規定により、南三陸町庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができる。

（傍聴人に対する指示）

第3条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

（議事録）

第4条 委員会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 会議の日時場所
- （2） 出席者の氏名
- （3） 議事の概要
- （4） 各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（採決）

第5条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、その都度委員会に諮って決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認められるときは、議長は、採決の手順を省略して、可決の旨を宣告することができる。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年2月27日から施行する。

南三陸町庁舎建設検討委員会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議開催中は、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (3) 会議開催中は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) その他会議開催中において騒ぎ立てる等会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないで下さい。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴者は議長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記のことを守らない場合は、議長が注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じる場合があります。

検討事項等（案）

開催回数	内 容
第 1 回	1 会長、副会長の選任 2 事務所の位置に関する基本的事項について（報告） 3 合併協議会における「新町の事務所の位置」の協議経過について（報告） 4 委員会運営規程等（審議） 5 検討事項等（協議） 6 検討スケジュール（協議） 7 その他
第 2 回	1 庁舎等町内公共施設現地視察 2 その他
第 3 回	1 庁舎整備のあり方について（協議・検討） 2 庁舎整備の方向性・基本方針について（協議・検討） 3 その他 ○ 住民意向調査（報告・分析）※総合計画意向調査の 1 項目として実施
第 4 回	1 庁舎整備のあり方について（協議・検討） 2 庁舎整備の方向性・基本方針について（協議・検討） 3 その他
第 5 回	1 庁舎整備のあり方について（ <u>報告書草案</u> 協議・検討） 2 庁舎整備の方向性・基本方針について（ <u>報告書草案</u> 協議・検討） 3 その他
報告書提出	

庁舎建設検討委員会スケジュール（案）

項目	12月			1月			2月			3月			4月							
	9-16	17-24	25-31	1-8	9-16	17-24	25-31	1-8	9-16	17-24	25-28	1-8	9-16	17-24	25-31	1-8	9-16	17-24	25-30	
関連予算・要綱制定・委員公募	議決						要綱制定	委員公募												
委員会											第1回			第2回						
検討事項等																				
(1) 委員委嘱											辞令交付									
(2) 会長・副会長の選任											互選									
(3) 事務所の位置に関する基本的事項											報告									
(4) 合併協議会での新町の事務所の位置の協議経過											報告									
(5) 検討スケジュール											協議									
(6) 庁舎整備のあり方について																				
(7) 庁舎整備の方向性・基本方針について																				
庁舎等町内公共施設現地視察														視察						
住民アンケート調査(総合計画策定事業アンケートの1項目として実施)																				
メールによる住民からの意見募集													募集							
パブリックコメント																				

項目	5月				6月				7月				8月				9月			
	1-8	9-16	17-24	25-31	1-8	9-16	17-24	25-30	1-8	9-16	17-24	25-31	1-8	9-16	17-24	25-31	1-8	9-16	17-24	25-30
関連予算・要綱制定・委員公募																				
委員会					第3回				第4回				第5回							
検討事項等																				
(1) 委員委嘱																				
(2) 会長・副会長の選任																				
(3) 事務所の位置に関する基本的事項																				報告
(4) 合併協議会での新町の事務所の位置の協議経過																				報告
(5) 検討スケジュール																				報告
(6) 庁舎整備のあり方について					協議・検討				協議・検討				報告書草案							報告
(7) 庁舎整備の方向性・基本方針について					協議・検討				協議・検討				報告書草案							報告
庁舎等町内公共施設現地視察																				
住民アンケート調査(総合計画策定事業アンケートの1項目として実施)	書面調査・分析																			
メールによる住民からの意見募集	募集																			
パブリックコメント																				受付→回答